

## § 8 市民みんなで良好な景観の形成を進めるために

---

### 8-1 市民参加の促進の取組み

本計画の推進には、市民一人ひとりが、自ら所有し、又は管理する建物などが良好な景観の一部を構成するものであることを理解し、主体的に景観の形成に関わっていくことが不可欠です。そのため、次の取組みにより市民参加の促進を図り、市民みんなで良好な景観の形成を進めましょう。

#### ○啓発活動の展開

なぜ景観なの？という問題意識を市民が持つところからスタートします。講演会や研修会の開催、景観まちづくりワークショップの開催など、市民が興味を持ちやすく、参加しやすいようなイベントを通じて啓発活動を行っていくことが必要であると考えます。

#### ○三次市景観条例による表彰制度の活用

景観は、市民の生活や事業者の活動などが密接に関係しており、また時間の経過と共に変化をす性格のものであるため、良好な景観の形成を進めていくためには、行政のみならず市民や事業者が主体的に景観の形成に関わっていく意識が大切です。

市民や事業者の景観への関心を高め、積極的な参加を促すためには、個人や事業者の努力によって、良好な景観が創出され、また保全・再生される事例について、その結果や努力を表彰する制度が必要と考え、条例に定めています。こうした制度は、良好な景観の形成への取組みを評価するだけでなく、その状況を広く市民などへアピールし、成功事例が広がっていくことを進める制度でもあると考えます。

##### 【考えられる表彰対象の例】

##### \* 地域の特長ある植生などを活かした良好な景観形成活動

ヒガンバナ群生地 の保全、ひまわり畑の創出、沿道にプランターによる緑化を行う活動などの取組み

##### \* 小さい単位の景観形成活動（できることからスタートするために・・・）

連続する三軒以上の建築物の所有者、使用者が良好な景観の形成を行う取組みなど

ひとりの行為が、地域へと広がりを持つという、住民の合意形成が得やすい小さい単位からスタートして、地域へと広がり、地域の景観の質が向上するという期待ができます。

#### ○事業計画、設計段階の市民参画の促進

市民が主体的に景観の形成を行っていくためには、活動や計画の初期段階から関わりを持っていくことが必要と考えます。そのため、市民による景観サポーター制度を導入するなど、行政と市民の協働による、良好な景観形成のための施策の企画立案を行っていきます。